

橋本市訓令第 8 号

橋本市長期総合計画庁内検討委員会規程の一部を改正する訓令を、別紙のとおり定める。

令和 8 年 8 月 31 日

橋本市長 平木 哲朗

橋本市長期総合計画庁内検討委員会規程の一部を改正する訓令

橋本市長期総合計画庁内検討委員会規程(平成18年橋本市訓令第64号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
別表(第3条関係) 副市長、 <u>教育長</u> 、危機管理監、総合政策部長、総務部長、健康福祉部長、経済推進部長、建設部長、上下水道部長、消防長、教育部長、病院事務局長	別表(第3条関係) 副市長、危機管理監、総合政策部長、総務部長、健康福祉部長、経済推進部長、建設部長、上下水道部長、消防長、教育部長、病院事務局長

附 則

この訓令は、令和8年8月31日から施行する。